

第9回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年11月4日(金) 午後2時00分～
 2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 中会議室
 3. 出席委員 **【農業委員】**(11人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、4番 山下理恵、5番 濱口佳史
7番 橋田美和、8番 伊芸精一、9番 松本昌子、11番 酒井幸男
12番 福留康弘、13番 ハジィフ泉、14番 吉尾好市
【推進委員】(7人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 若藤陽介、4番 宮川建作、
5番 小橋誠一、6番 尾崎澄夫、7番 西村節男

(事務局：事務局長 渡辺健心、書記 藤本英)
 4. 欠席委員 **【農業委員】**(3人) 3番 江口千寿、6番 金子俊博、10番 垣谷征志
 5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(3件)
議案第2号 非農地証明願について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について
食育活動について
- その他

議長 それでは、時間もきましたき、予定の人員も揃いましたので、これから11月の定例会を始めたいと思います。季節の変わり目で暑かったり寒かったりと、体調不良などもあるかと思いますが十分に気をつけて、農作業もまた忙しい時期にもなってきますので、体調には十分気をつけて頑張っていたきたいと思います。

 それで今日の欠席ですが、〇〇さんがちょっとお孫さんが熱が出たということで、病院へ行っています。〇〇君も事情により欠席。それから〇〇君もちょっとどうしても用事がある欠席ということで、3名が欠席であります。会の方は成立をしております。

 それで議事録の署名人ですが、今日は〇〇君と、それから〇〇さんをお願いしたいと思います。

 それでは早速議事に入りたいと思います。

 それでは議案第1号、農地法3条許可申請が3件出ておりますが、1番より事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それではご説明をさせていただきます。

 まず最初に、前回お休みだった方もおりますので、ちょっと今日ご説明させていただきますが、今回の議事録を自動で起こす音声認識システムになっておりますので、ちょっと皆さんの所々机の上にマイクを置かせてもらっていますが、それが集音マイクになってます。でその議事録のこの作成システムが、誰の声かというのまでは判別ができないので、すいませんちょっと発言される際は手を挙げていただいて、それで議長がですね、お名前をお呼びしてですね、それで発言してもらうようお願いを致します。

 それでは議事の方に入らせていただきます。

 1ページをお願いします。まず議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請。ごめんなさい、1とありますが3件出ております。

 2ページをお願いします。こちらがですね、譲渡人が〇〇〇〇さん。譲受人が同じく〇〇〇〇さんとなっております。申請地としまして馬荷字タクボ、畑、115平米となっております。許可がおり次第所有権の移転、譲渡となっております。

 まず2ページの地図ですけども、集落活動センターかきせをそうですね、3、400メートルぐらい奥へ入って行った辺りです。

 3ページがゼンリンの地図となっております。

 続きまして4ページが拡大の航空写真となっております。

 続きまして5ページが公図となっております。こちらがですね、手前の3034番地というところを前回、〇〇さんという方が非農地証明願いを出しまして、今回この出てきている〇〇さんに所有権の移転をしました。お聞きしたところ、ここら一帯がですね実際はその〇〇さんの所有になるようで、ただ登記がちょっとできてないと、ということで今回その農地法の手続きをしてですね、登記に繋げていきたいということのようです。

 続きまして6ページが現況写真となっております。こちらがですね、町道の馬荷線なが

ですが、ご存知の方もおるとおもいますが、町道の拡幅工事をしておりまして、そこにですね、一部どうも今回の土地も譲っているようです。ですので、正しくですね、その〇〇さんの今回の所有地をですね、図で表すとしたら、この白い擁壁の法尻、下の辺りから今回の申請地に入ってるようです。それでこの法にあたる部分は町が取得をしていくということになるようです。

7ページが第3条調査書となっておりますので、読み上げさせていただきます。

譲受人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。まず第2項第1号の効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者としてご本人と奥様となっております。所有機械として軽トラック1台、管理機が1台、草刈機が1台となっております。

第2号、農業生産法人以外の法人につきましては適用ありません。

同じく第3号も適用がありません。

第4号農作業従事の面につきまして、譲受人は作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間150日の農作業従事日数となっております。

第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30アールを超えております。今回の取得分を含めて3602平米となっております。

第6号につきましても該当がありません。

第7号地域調和につきましては、果樹の栽培を予定しており、周辺農地への影響はないものと考えられます。

今回ですね、この辺り一帯が実際は〇〇さんの所有ということで、ここの付近に間もなくその墓地もちょっと建てたいということで考えられているようです。ですのでまた近々第4条許可申請も出したいということで話をされていました。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さんの方で。
(挙手あり。)

〇〇委員 今事務局の方から詳しい説明がありましたが、僕と致しましても11月の1日の日に〇〇さんが忙しい関係で、電話して話しております。また11月の2日に〇〇さんと話しておりましたら、実はこのちょっと4ページの方をちょっと。この中ほどにあるのがタバコの乾燥場ですが、この下の黒い、黒に見える畑ですがこれが〇〇さん、昔からいう〇〇さんの土地で、赤線のあるところが〇〇さんの、昔からの棟ですがこれはなんかお祖父さんのなんか手続きいうか、ちょっとあれが間違うちよった関係で、この上の高いところが〇〇さんの名義で、それからこのタバコの乾燥場の下が〇〇さんの現在なっちょうそうです。それが今度、〇〇さんがずうっと家の周りからずうっと自分のものに登記をしようとして、これ

タクボの端の方へなって、〇〇さんと〇〇さんがまた話し合いをして二人で、それで昔からいう土地の名義いうか、それに戻そうかという二人が了解をして、それでここに出てきております。そんで今朝のとちょっと他のとこでまた用事があつて、馬荷の土地の詳しい人、その人に聞いてもやっぱりタバコの乾燥場の下が〇〇さんの、ほんで上が〇〇さんのように前からそうらしいと、いうことになって、今度ここへ出てきちょうそうです。3条で申請しようそうです。そういう関係で、話をいただいておりますので、報告しておきます。

議長 すると、登記上はこのあれが〇〇さんになつちよつたと。

〇〇委員 いや、登記上はこの赤い線の中が〇〇さんになって、タバコの乾燥場の下、道路の端のこの黒いいうか、ここが〇〇さんのになつちよう。いうがでほんで二人で話し合つて、昔からのこのいう、タバコの乾燥場が〇〇さん、それから上の赤い線の中が〇〇さんに戻そうかという約束で、二人が話し合つて納得して、そういうふうになつちよるそう。そういうことですので。

議長 今詳しい説明がありましたが、何かこの件につきまして質疑質問等受けたいと思います。何か、質疑質問ある方挙手願います。

ないですかね。ないようでしたら、3条許可申請の1番につきまして承認を受けたいと思います。

1番につきまして承認をされます方挙手願います。

挙手全員です。3条許可申請の1番につきましては承認をされました。

続きまして3条許可申請の2番、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。第3条申請の2番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人が〇〇〇さんとなっております。申請地としまして、浮鞭の字ヤモウヂ、畑、1501平米ありまして、理由が許可があり次第所有権の移転、売買となっております。

8ページからお願いします。こちら航空写真ですけども、場所の方が国道から誠心園の方から入って行きまして、ヤモウヂ団地に上がっていくところとなっております。

続きまして9ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして10ページが拡大の航空写真となっております。ちょっとこれ写真がまた古いですけども、現在ですねこの左半分の方もですね、これの約こう倍ぐらいの面積で今ハウスを建てて、ミョウガの栽培をしております。このハウスの面積については既にこの譲受人さんとですね、利用権の設定をして耕作を続けているということとなっております。

11ページが公図となっております。この公図にあります隣の〇〇、ここも借り受けてハ

ウスで一帯的に使っているということになっています。

続きまして12ページが現況写真となっております。

続きまして13ページが第3条調査書ですので読み上げさせていただきます。譲受人、○さん、譲渡人、○○さんです。

第1号の全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者としてご本人と奥様となっております。所有機械として軽トラック1台、トラクター1台、耕運機1台となっております。第2号、および第3号については適用がありません。第4号、農作業従事の面につきまして、譲受人は作業を行う必要がある日数について農作業に従事するものと見込まれます。年間300日の従事日数となっております。第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30アールを超えております。今回の取得分を含めて3077平米となっております。第6号につきましては該当ありません。第7号、地域調和につきましては所有権移転後は、引き続きミョウガの栽培を予定しており、周辺農地への影響はないものと考えられます。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明があればお願いします。

(挙手あり。)

○○くん。

○○委員 先日の日曜日に○○さんに話を伺いました。12ページの見てもらうたら分かるように、○○さんは8年ぐらいここでやってるようで、ミョウガを耕作しています。別に問題はないと思います。

議長 ○○君の方から問題はないということですが、何か、この件につきまして質疑質問ある方、挙手願います。

(挙手あり。)

○○委員 9ページのね、ところですけど9ページ辺りで赤線でかこっているところ、場所が間違っちゃうじゃないですかね。その下じゃない？

事務局 すいません、そう、一段下ですね、ごめんなさい。

(会場よりそれぞれに発言あり。)

事務局 申し訳ありません。9ページのゼンリンの地図の方が、申請地が1段下になるのが正しくなっております。すいません、1段間違っております。

議長 訂正をお願いします。1段下だそうです。

何か、他には何か質問質疑ありませんかね。

この写真で見るとこの畑のとこのこの畑のハウスの法面みたいなんがあったら、ずうっとこの図駐車場、車置いちょうとこのこっち側がなっちょうがやけんど、このハウスは違うがか？

事務局 このハウスですか？そこも入ってます。途中まで入っちょうがですよ。

議長 ここまで全部入っちょうが？

事務局 ここまでは入っちょうがです。ハウスが6棟ある内の3棟分は今回の申請地で、残り3棟は他の人から借りちょう、別の方です。

議長 そうながか。今回ほいたらこの3棟分を一緒に、ということなが？

事務局 今回その3棟分だけ申請をしちょうと。

議長 そうかそうか。

何か質疑ありませんかね。

3棟分だそうです、そのハウスの。あとの3棟分は別の人なそうですが、ないですかね。

なければ承認を受けたいと思います。

3条許可申請2番につきまして、承認されます方挙手願います。

挙手全員です。

2番につきましても、承認をされました。

続きまして、3条許可申請の3番ですが、〇〇さんがその非農地証明が2番で出てきておりますが、同じ人で、同じ土地の近くだそうですのでもう一括して、この非農地証明と、3番の3条許可申請と、一括してやりたいと思います。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。3条許可申請、番号3番です。〇〇〇〇さん。譲受人が〇〇〇〇〇さんとなっております。申請地としまして、加持の字宮尾、畑、128平米となっております。許可後ですね、所有権の移転、売買となっております。

引き続き非農地証明願いの番号2番、同じく〇〇〇〇さん。願出地としまして加持の字宮尾、畑、327平米となっております、願出理由が約40年前に住宅を建築しており、現況は宅地となっている、とのこと。

まず14ページからお願いします。まず今回その申請地ですけれども、加持のふれあいセンター、旧加持の小学校を通りすぎて、そうですね、3、400メートルぐらい過ぎた辺りを左へちょっと入って行った場所です。

次15ページがゼンリンの地図となっております。こちら申請地が出ておりまして、ちなみにちょっと左下の方が〇〇〇〇さんのご自宅となっております。

続いて16ページが拡大の航空写真となっております。今話しております3条許可申請の申請地がこの赤枠で囲んだ場所です。こちらが現況ですね、昨年、一昨年辺りまでは畑、耕作していた場所となっております、先に説明させてもらった非農地証明願いの場所についてはこの青枠の場所で、既に家が建っているという状況です。それですね、非農地証明願いの方も許可後はその同じく譲受人、〇〇〇〇さんに売買を予定しているということとなっております。ちなみに〇〇〇〇さんのご自宅が、この上の左上にある、こちらが谷さんのお家となっております。

続きまして17ページが構図となっております。

続きまして18ページが3条許可申請、赤枠で囲んでいる方の現況写真です。こちらまずその手前の方が、公図にもあります〇〇さんという方の自宅の裏庭となっております、ここをぐるっとエル字で囲むような形で3条申請の農地が広がっている状況となっております。

続きまして39ページの方が非農地証明願いの願出地となっております。こちらご説明した通り、約40年前からお家が建っております、宅地というふうになっております。それでそうですね、ここの宅地と先ほどの3条申請地がほぼ隣接しているというような状況となっております。

ではその3条申請の方の調査書を読み上げさせていただきますので、19ページをお願いします。まず譲受人、〇〇さん、譲渡人、〇〇さんです。

第1号の全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者としてご本人と奥様となっております。所有機械として軽トラック1台、小型運搬機1台、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台となっております。

第2号と第3号につきましては適用ありません。

第4号、農作業常時従事につきまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間200日の従事日数となっております。

第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30アールを超えております。今回の取得分を含めて3422平米となっております。

第6号につきましては該当ありません。

第7号、地域調和につきましては所有権移転後は、野菜の栽培を予定しており、周辺農地への影響はないものと考えられます。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あれば。
(挙手あり。)
〇〇君どうぞ。

〇〇委員 事務局の話したとおりです。3条で取得後は野菜を作っていきたいとのことでした。

議長 野菜を作ると。
今〇〇君の方からも説明がありましたが、何かこの件につきまして質疑質問ありませんかね。
〇〇さんという人は〇〇さんよね。

事務局 〇〇さんです。

議長 農業もしようがやろうか。

事務局 農地はそうですね、かなり持たれているようです。

議長 年間日数200日いうて書いとるけど。

事務局 そうですね、実際耕作はされているということです。

議長 まあ作りようがやったら問題はないと思うけど。
何か質問はありませんかね、質疑、ないですかね。
ないようでしたら、両方一度にもう承認を受けたいと思いますが、3条許可申請と非農地証明につきまして、承認されます方挙手願います。
挙手全員です。3条許可申請の3番と、非農地証明願いの2番につきまして、承認をされました。
続きまして非農地証明願いの1番、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。非農地証明願いの番号1番です。
願出人、〇〇〇〇さんです。願出地としまして拳ノ川字タクミ田、田、171平米。同じ

く拳ノ川字寺中、畑、67 平米。荷稻字水舟、畑、9.91 平米です。願出理由としまして少なくとも 30 年以上耕作しておらず、山林化しているため、農地への復旧は困難な状況であるとのこと。

20 ページからをお願いします。まず拳ノ川の字タクミ田の方ですけども、場所としまして、拳ノ川小学校をですね、過ぎて北の方へもうどんどん山の方へ入って行った所です。場所がかなりもう山奥で、途中からちょっと車を降りて山の中を散策して行くような場所となっていました。

21 ページがゼンリンの図面です。

続きまして 22 ページが拡大の航空写真です。一応ちょっと今回その願出地のちょっと右側の方に車道が見えていますが、こちらの車を停めて少しちょっと山の中に入って行った現場でした。

続きまして 23 ページが構図となっております。

続きまして 24 ページが現況写真となっております。こちらも見ただ通りかなり木も生えて山林化してるんですが、昔はかなり収穫量もあってですね、耕作地帯だったというふうに説明を聞いております。

続きまして 25 ページが航空写真ですけども、拳ノ川の字寺中になります。こちらでもですね、拳ノ川小学校から北の、東北の方へ少し進んで行った辺りです。

26 ページがゼンリンの地図です。

続きまして 27 ページが拡大の航空写真です。

同じく 28 ページが公図となっております。

続きましては次の 28 ページが現況写真となっております。こちらはかなり木が大きくなっていて、山林化しているという状況です。

引き続き、30 ページの航空写真ですけども、こちらが荷稻の字水舟という所になります。ちょっと上の方に、左上の方に見えているのが水源地となります。

31 ページがゼンリンの地図です。

続いて 32 ページが拡大の航空写真です。ちょっとこの辺りですね、地籍調査をしているようでして、〇〇さんが調査をしているようなんですけども、その〇〇さんの作業員さんからちょっと説明を今回聞かせてもらいました。

33 ページが構図となっております。

引き続き 34 ページが現況写真となっております。ちょっと今地籍調査をしておりますので、ちょっとピンクのリボンが付いておりまして、境界をこれで決められております。

こちらですね、申請者が〇〇さんなんですけども、実際昔からこう管理していたり、課税の方も払っているのが別の方やったということで、実際その管理されている方に所有権を移転させたいということで、非農地証明願いが今回提出されました。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありましたが、何か担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

(挙手あり。)

〇〇さんどうぞ。

〇〇委員 補足をしましょうかね。この地図を見て、この辺りの地形のことはよく分かってますので、現状の写真の通りですね、ヒノキやスギ、そういうものがあって、現状農地に戻すということは不可能。そしてこの畑の写真なんですけど、こんな大きな木も生えてますので、なかなか現状を農地に戻すことは無理だと思います。

以上です。

議長 今〇〇さんの方からも現状に戻すのはなかなか無理ということ。

〇〇委員 周りかね、全部こんな山になっちゃうがです。

議長 もうほとんどそこら辺り作りよらんということやね。

〇〇委員 そうそう。昔は田んぼがあって米を作りよったがですけど、これ場所は四万十町の若井へ近い所で、上へ水はあるがやけど、これを農地へ戻すことは不可能。

議長 今担当委員さんの方からも説明がありましたが、何かこの件につきまして質疑質問ある方、挙手願います。

(挙手なし。)

ないですかね。それでは承認を受けたいと思います。

非農地証明願いの1番につきまして、承認をされます方、挙手願います。

挙手多数です。

非農地証明願いの1番につきましても承認をされました。

続きまして議案第3号ですが、当日資料がありますので、議案第4号の方を先にやりたいと思いますので、この当日資料の議案第4号で書いたのがを先にやりたいと思いますので、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 今日お配りした追加議案、議案第4号の資料をお願いします。

こちらなんですけど、実は3年前にですね、今回申請者の〇〇さんから、5条許可申請が上がってきておまして、営農型の太陽光発電を設置したいということでちょうど3年前に申請がされております。それで当時許可されてですね、現在設置して運用してるんですけども、この営農型の太陽光というものが3年ごとにですね、許可申請の更新をしなければ

ばならないということで、今回上がってきたものになります。

設置にかかる許可というのはその3年前に出ていますので、また今後もしっかり営農とか、周りに影響支障なく太陽光発電というものが運用できているか、そういったことをですね、農業委員会等で確認をしていくということになります。

それでは読み上げをさせていただきます。まず貸人としまして、〇〇〇〇さん。それから同じく〇〇〇〇さんとなります。借受人としまして、〇〇〇〇さん、となっております。申請地としまして入野の字平成、畑、1601平米のうち1.57平米。これがですね、太陽光のその柱が建っているものの面積になります。続きまして同じく入野の字平成、畑、131平米のうち0.18平米。同じく字平成、畑、2283平米のうち、2.39平米となっております。理由としまして、太陽光発電事業を行うためとのことです。

1ページからお願いします。まず航空写真なんですけども、早咲のですね、コーナンの裏辺りから奥へどんどん入って行きまして、そうですね、申請地のちょっと右上の辺りで今、〇〇さんがキュウリの水耕栽培などをやっているんですけども、そこからですね、ちょっと左の方へ入って行った場所となります。

続きまして2ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして3ページが拡大の航空写真となっております。

それから4ページがですね、平面図なんですけども、求積表、面積の計算表となっております。

次のページなんですけど、こちらがですね、太陽光のパネルの配置図などとなっております。ごめんなさい上下が逆で見にくくなっておりますが。この図面の方にはその上半分がモジュール、ソーラーフロンティアとありまして、下半分がパワーコンディショナーとありますが、実際ちょっと見させてもらったらこれ逆になってますので、上の方がパワーコンディショナーが付いております。で下の方にパネルのモジュールが付いている状況です。

次6ページ、7ページがパネルモジュールの仕様書や製品の説明となっております。8ページまでカタログとなっております。

そして9ページと10ページが現況写真となっております。9ページの方がパネルが付いてることで、下半分ですね、航空写真などで見たら下半分の場所となっております。こちら植わっているのが全てセンリョウとなっております。

続いて10ページの現況写真がパワーコンディショナーが付いている方になるんですけど、ここもですね、今後その畑として植えられるように整備していくという計画のようです。

ちょっとまだもうあと2枚資料で営農型発電設備の状況報告というものを多分2部つけていると思うんですが。この営農型の太陽光発電が年に1回報告義務がありまして、それをですね〇〇さんから提出されている分です。令和3年の2月という分と、あと日付が空欄になっている分がありますが、令和3年の2月の方がまず最初の年に出てきた分です。ちょっとこの中で確認する部分としては、その赤枠で囲んでいる所です。その農作物の生

産にかかる状況なんですけども、作物としましてはセンリョウです。それで地域の平均的な反収、10アール当たりの本数というところが真ん中辺りにあって、これが〇〇というのが平均的な相場のような感じです。その中で今回その左隣ですね、反収としまして10アール当たりが〇〇本というところが出てきてます。なので正直なところ、ちょっと反収としては少ないということになってきています。

次にもう一つ日付が空欄の方の報告なのですが、これが令和4年の2月に出てきている分です。こちらですね、同じくその反収というところを見たら、〇〇本とありますので、昨年においてもちょっと少ないということが挙げられます。理由としては、ちょっと高温障害が出ていると。それでちょっと実の付きが悪いということで説明はきてました。それでですね、実際先ほどの追加議案の方にありますように、現況写真で9ページの方ですね、かなりその耕作、肥培管理などは丁寧にやられているということで、努力はすごいされているということで確認はできましたし、高温障害でなかなかちょっとやむを得ない状況であるという話は受けましたので、この引き続きですね、ちょっと耕作については精一杯努力をしていただいて、センリョウにおいてもこう影響が出ないようなものをちょっと維持していきたいということで話をしていましたので、そういうことで今後も続けていけたらということです。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありました。この件についてはやっぱ県にも届出は出さんといかんがよね。

事務局 そうですね、この案件は、県の常設審議会の方にもかけられますので、県の方からも調査がありますので、そこでも確認はしていくということになっています。

議長 県の方で100パーセントはなかなかこの営農型というがは、どこのあれでも難しいと思いますけど、太陽光と並行して、下で営農するというので届出があっちこっちから出て来ておりますが。100パーセントというがはなかなか難しいと思いますし、普通センリョウ作るにしても何パーセントまでがええのかいうがもなかなか県もここまでやったらええというがもなかなか言いませんが。そこそこ営農できよったら、ということで許可するというようなことをございます。ほんで自分らが反対しても県の方で良かったら、通るわけですが、この件についてなんか質問質疑ある方挙手願います。写真見る限りではそこそここう丁寧にやっちゃうみたいにも思うがですけど、ちょっと。

(挙手あり。)

〇〇君。

〇〇委員 この許可申請書のこれ1番最初ですよ、申請地のところが畑の申請地が1.57平米とか

ある、うち0.18で書いてある、これ。柱？

事務局 そうです。この太陽光の柱を設置しちょうので。

〇〇委員 その柱を申請する？

事務局 そうなんです。厳密に言ったら、面積はその面積だけが要はその耕作に供さない場所って土地になるので。要は柱の場所が転用面積ということにはなりませんね。

〇〇委員 パネルの上よね？上を光を遮っちゃうんで、それであれじゃないか、物がちゃんとできんということやない。そこを申請しないかんがやない、パネルの面積を。

事務局 パネルは、実際確かに上に付いちょうがですけど、そこで光は遮ってないと、耕作に支障は与えてないというたてりで、その実際、農地、耕作以外の目的になるという面積がこの要は柱の面積だと。実際そのセンリョウは植わっちゃうので。これらはその転用面積外という。

〇〇委員 このセンリョウがいかにその何？収量上げちょうかを何その検討しようがじゃろ？

事務局 はい。

〇〇委員 そしたら申請をパネルの上の面積を申請するべきやないかと思うんやけど。

議長 ほんま言うたら、そのセンリョウそのものの面積が出てくるががほんまながよね？またその営農型の太陽光を申請しちょうわけやけん、そのそれで通ちょうわけやけん。で何年に1回か見直しがあるわけよね、そこでいうたらそこそこ営農できよったらえいと、いうようながやけん。全くもう放ったらかしのがやったらもうそこでストップされるわけやけん。ほんでその申請じゃあないろうかと思うがやけん。柱のとこというのはちょっとおかしいと思う。

〇〇委員 つまりその柱自体はもう、いうたら耕作できんという理由まで。

議長 そういうことながやね。柱そのものところは全然もう耕作はできんけん。
(会場よりそれぞれに発言あり。)

議長 全体を出してもらわんと。

(会場より面積記載について、それぞれに発言あり。)

議長 そんなあれが常設審議委員会でもそんな柱だけのとこだけ出てきたということはない？うん。全体で出てくる。で全体で普通やったらこればあ採れるがやけど、その何パーセントの収量がありましたと。サカキとか、ああいうがらもいろいろあるがやけど、センリョウもあるがやけど、そういうふうな格好で何パーセントですというような申請は出てくるけど。柱そのものの面積いうがは出てきたことはない。

〇〇委員 この件はやっぱり県の方に問い合わせしてみてね、こういうがで申請する意味が分からん。

議長 ちょっと違うがやないろうかと思うがやけど。柱の面積ていうがは。

事務局 すいません。この申請書の中には、施設の面積としてはここにある全部の面積ですね、2000 いくらになるがですが。転用面積としては、合計で4.14やということで、どうも前回のその設置するときの許可申請もそのようにしちょうみたいながですよ。

議長 転用面積いうたち。
(会場より柱の面積について発言あり。)
(挙手あり。)

議長 〇〇さんどうぞ。

〇〇委員 柱いうたらよ、施設園芸でもよ、ハウスらでも全部柱はあらあね。その柱の面積を耕作できんきいうて除けるということはないろう？

議長 ないと思うけどね。そこだけ転用するということは。柱だけ転用するということはないと思うけど。

事務局 その場合いうたら農業用の施設いうことで、そのいうたら転用のあれには該当せんということながでしようかね、ハウスの柱いうがは。で今回の柱いうがはその太陽光発電用の柱やき、もう完全に農業用、耕作用とは違うということ。

議長 その太陽光に設置せにやあいかん柱の部分周りか。

事務局 そうですね。

議長 その転用か？

事務局 そうですね。

議長 ほいたらその柵型のあれとは関係なしのがか？その言うたら面積のそのセンリョウを作るがに許可を受けとりゃね。太陽光の下でセンリョウを作るというあれよね、がで許可を受けちゃうわけやけど、それとは別に、その発電にかかるその柱？の部分の転用ということ？別の。

事務局 そうですね。

議長 その施設のあれじゃなくて。

事務局 そうです。太陽光を行うにあたり必要になってくる柱。

議長 太陽光だけに必要な柱と。

(発言者不明)

それやったらこの数量とかあれとかはいらんね？何本植わって、どれだけの数量が採れたかいうことはね。

議長 何年に1回か見直しがあるけん、それを県にも出さないかんということながやろうけど。今回のそれ許可の転用いうがは柱の部分だけのがか？ここで審議するがは。

事務局 その転用面積としてはその柱の部分で、ただこの施設にそういったものを建てて大丈夫なのかどうかということも審議されようと思うので。その面積以外に、このセンリョウの施設ですね、その上に太陽光のパネルというものを設置していいかということもその収穫量と併せて審議されるということでないでしょうかね。

議長 なんか妙にわけ分からんがやけど。

(発言者不明)

前からやりようがやろ？

議長 以前そういう作型で、許可はしとうね、太陽光設置するいうがで、下でセンリョウ作りますというがで許可はしたがよね。その見直しが何年かに1回かあるがよね、ちゃんと作りよりますかと。それじゃ思うちよったがよ。今回その柱じゃ言うけんよ、それに太陽

光にそのかかる柱がやったら最初に付けちよかないかなわね、けんど。発電するがやったら。いるもんやったら最初に付けちよかないかんもんよね。今になって転用で出てくるがはなんか妙に納得いかんがやけんど。

事務局 いや、転用いうがは前回やっちょうがですよ。これでやっちょうですよ。前回の更新なので。

議長 その柱のどこだけ？

事務局 そうです。前回もこれ同じものでやっちょうなので。

議長 ほいたらその中のその作型は関係なしなが？今回は。その言うたらセンリョウよね。センリョウは関係ないが？太陽光のその柱だけのが？に出てきちょうわけ？

事務局 そうですね。
(発言者不明)
これってセンリョウの上よね、これ太陽パネルじゃないろ？

議長 センリョウの上太陽パネル。
(会場よりそれぞれに声あり。)

議長 もともとセンリョウ作りよったハウスやけん。もともとはセンリョウ作りよったハウスへ、そのハウスの上へ太陽光のパネルを付けて。
(会場よりそれぞれに声あり。)

議長 その平らにして、そんで間にこう柱立ててパネルにしちょうがよね。
(会場よりそれぞれに声あり。)

議長 妙にこう分からんがやけんど、その柱の部分が、面積的に。
あの辺に柱というもんは無かったと思うけんどね。

議長 全体の許可いうがはでちよったみたいなけんど。
そのセンリョウを作るにあたって、営農型の太陽光パネルを設置したいというがで出てきたと思うがやけど。そうやっつろ？
(会場よりそれぞれに声あり。)

議長 柱の部分だけのいうがちょっと理解。
(発言者不明)

これでええことないかよ？農作物を作るがやったらよ、これでいいがやけど今度のがはしようがは太陽パネルやろ？農作物じゃないけんね。その分は農用地から除外します、いう意味じゃないかこれ。

議長 その許可そのものが、営農型で太陽光パネルを設置しますいうがやけん、下で何か営農せないかんがやけん。それで許可もろうちょうわけやけん。でセンリョウがもう全然放ったらかしで、太陽光目的でやっちょういうやったらもう許可にならだったわけやけん。毎年じゃなくて、2年に1回かそこら。

事務局 3年。

議長 3年に1回かね？3年に1回見直しがあるそうですんで。たぶんその3年前に、その申請が出てきて、そのあれで許可しちょうと思うがよ、営農型で。
それが3年前、その見直しが3年経って今じゃないろうかと思うがやけど。

事務局 その聞いたがですけど、一応再度県に確認を。

議長 うん、聞いてみってくれる？
ちょっと、そしたらこれかまん？雑談でもかまん？

事務局 すいません、ちょっと再度県に確認してみます。

議長 ちょっと小休止みたいな形で、雑談でもしよってください。
(県に確認中、小休止。5分程。)
(事務局再入室。)

事務局 お待たせしてすいません。県の方に確認したところ、やはり転用面積としては、先ほど申し上げた柱の面積になるということのようです。実際耕作、ほんとに先ほどと一緒の話になるがですが、耕作できんようになる面積いうことでその柱、農業用に供さないということの面積が純粹にその柱の面積になってくるということ、なおそれでパネルを設置するので、そういったパネルの下でしっかりと営農ができるかということ、こういった収穫量の報告義務はあるがですけど、そのまた転用としてはこの柱の部分だけになるということ、かまんそうです。

議長 それは農地から除外ということなが？前言うた転用いうがは。柱を設置するに当たって、その農用地からは言うたら転用で除外してくださいと。

事務局 柱のみそうです。

議長 それでかまんが？

事務局 前回の許可申請についてもそれを出しているようですので、すいませんがこの通りです。

議長 それやったら一応柱があれのとはもう農地じゃないわけやけん、除外してもかまんと思いがやけんど。

(発言者不明)

収量、採れる採れんは関係ない。

議長 ないはね。どっちみち柱でいるもんやけんもう。それで県がえい言うがやったらそれでえいがやない？妙にこう納得いかんような感じもするけんど、県がえい言うやったら。

(〇〇委員が用事により退出したとの話。)

議長 ほしたらこの〇〇さんのあれですけど、柱の分だけ転用ということで、承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手願います。

挙手多数です。4条につきましては、承認をされました。

続きまして議案第3号に戻りたいと思います。

それでは議案第3号、農業基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定ですが、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案第3号と書かれたこちら横に印刷したペーパーをお願いします。

まずめくっていただきまして、最初のページが中間管理の分になります。最初から説明させていただきます。

まず4-74から4-76が同じ地権者ですので、まとめて説明します。貸付人、〇〇〇〇さんです。場所としまして、出口の字シンガイとなっております。続いて4-77から4-79が同じく〇〇〇〇さんです。借受人としまして高知県農業公社となっております、こちら利用権の設定を〇〇〇〇さんと利用権の設定を行います。全て作物としては柑橘類となっております。

こちらですが、これまでも中間管理で利用権を設定していたものの更新となります。

続きまして次のページですけども、大方 4-78、貸付人〇〇〇〇さん。借受人〇〇〇〇さんです。設定期間としまして5年間となっております、場所が田野浦の字本田となっております。作物としてはニラとなっております。

続きまして4-81、大方 4-79、貸付人が〇〇〇〇さんです。借受人が〇〇〇〇さんとなっております。期間としまして、約4年間となっております。これまでですね、〇〇さんがお借りしていたものを解約しまして、今度〇〇さんが借り受けることになっているということです。作目としましてはキュウリとオクラとなっております。

続いて4-82、大方 4-80、同じく 4-83、大方 7-81、貸付人、〇〇〇〇さんです。借受人としまして〇〇〇〇さんとなっております。期間としましては、3年間となっております、場所の方が入野の字多歩です。こちらがですね、芝の集会所の東側辺りになるそうです。作目としましてはラッキョウとなっております、こちら相對の分が4つとも新規の設定となっております。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より利用権の設定につきまして説明がありましたが、なんかこの件につきまして質問質疑ありませんかね。

(挙手あり。)

〇〇さん。

〇〇委員 あっこの森よね、これはよ、〇〇さんが買っちゃんがじゃないが？

事務局 これまで〇〇さんがお借りしていて、それを解約してですね、それでこの森さんに変更ということになります。

議長 そしたら〇〇さんに戻したということ？

事務局 もう解約して戻された。

〇〇委員 これ自体はハウス、違う？土地は戻したけどよ、ハウスは〇〇さんの。

議長 ハウスを建てちゃったがないかと思うけど、キュウリ、オクラになっちゃうけん。これ〇〇さんのハウス？

(〇〇委員より発言あり。)

いや、買っちゃったが？借りちゃったがを戻したと、そういうことながやね？

〇〇委員 これはあの加持川かね？建っちゃったがやと。あの誰やらいう。

議長 新明いうたら？早咲の奥？

事務局 あの広いところです。国道沿いの。
(場所についての話しあり。)

議長 ほいたら早咲のそこからちょっと入ったところやろ？あれは借りちよったがやろ？

〇〇委員 〇〇さんてアスパラガスの後をハウスに。

議長 買うちよったが？

〇〇委員 ハウス自体をうちが買って、〇〇さんに売ってました。

議長 売ったが？そうかそうか。ほいじゃあ土地をこの今の〇〇さんかね？ハウスそのものは、今度作る〇〇さんいう人に売ったがじゃろ？

(発言者不明)

何か意味が分からん。あの資材は〇〇さんのがやけん折半や言うて、出口に置いちよるが。

(会場よりそれぞれに発言あり。)

議長 ハウスそのものはもうこの人が作るがじゃろ？

売った言うがやけんそうやない？本人が言うがやけんそうやない？とにかくこのハウスと土地とをこの〇〇さんかえ？が作るということながじゃろ？もう作りようが？

(発言者不明)

去年かね。

事務局 実際その去年から作りようけど、今回出してくれたのが11月からということなんで、一応期間としてはこの11月からということになってます。実際は去年から作りよったいうて。

議長 もう新規やけんあれよね、今年からよね？これは公社はかんじょらん、個人個人やね？

事務局 個人個人の相対です。

(発言者不明)

議長 まあ個人同士でね。

何年ばあ貸してくれやというようなことは、もう自分ら同士よね、本人ら同士で。

もう既にニラ植えちょう。

ほんでもう一つ奥のがを〇〇さんが。

うん、メロンを植えるがいうて、今年植えるかどうか分からんけど。あとは〇〇さんの息子さんが借りるようにしちよったがやけんどって言いよったけど。

何かこの利用権の設定について、何かありませんかね。

ないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。この農地法集積計画の18条の集積計画について、承認を受けたいと思います。承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。議案第3号のこの利用権の設定につきましても承認をされました。これ議案終わりかね？

ほいたら一応記録止める？

事務局　　そうですね。

議長　　議案が終わりましたんで記録を一旦止めたいと思います。

(午後3時18分終了)